

《全建統一様式 第1号一甲》 建設業法・雇用改善法等に基づく届出書（変更届）

【記入要領】

1. 報告下請負業者は直近上位の注文者に提出すること。
2. 再下請負契約がある場合は《再下請負関係》欄(当用紙の右部分)を記入するとともに、次の契約書類の写しを提出する。なお、再下請が複数ある場合は《再下請負関係》欄をコピーして使用する。  
①請負契約書、〈注文書・請書等〉 ②請負契約約款
3. 一次下請負業者は、二次下請負業者以下の業者から提出された書類とともに様式第1号-乙に準じ下請負業者編成表を作成の上、元請に届け出ること。
4. この届出事項に変更があった場合は直ちに再提出すること。
5. 健康保険等の加入状況の保険加入の有無欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合は「加入」を、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」を、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。事業所整理記号等の営業所の名称欄には、請負契約に係る営業所の名称を、健康保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、厚生年金保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、雇用保険欄には、労働保険番号を、継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号をそれぞれ記載する。  
なお、この様式左側について、直近上位の注文者との請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請業者との請負契約を行う場合には欄をそれぞれ追加する。

※ [主任技術者、専門技術者の記入要領]

1. 主任技術者の配属状況について[専任・非専任]のいずれかに○印を付すこと。
2. 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。（一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。）複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
3. 主任技術者の資格内容（該当するものを選んで記載する）
  - ① 経験年数による場合
    - 1) 大学卒[指定学科] 3年以上の実務経験
    - 2) 高校卒[指定学科] 5年以上の実務経験
    - 3) その他 10年以上の実務経験
  - ② 資格等による場合
    - 1) 建設業法「技術検定」
    - 2) 建築士法「建築士試験」
    - 3) 技術士法「技術士試験」
    - 4) 電気工事士法「電気工事士試験」
    - 5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
    - 6) 消防法「消防設備士試験」
    - 7) 職業能力開発促進法「技能検定」

【再下請負関係全建統一様式第1号一甲（左）】

- ※ 上位の注文者と下請契約を締結した下請負人が自らの会社に関して必要事項を記載する。
- ① 直近上位の会社名を記載する。
  - ② 直近上位の契約者の現場代理人名を記載する。
  - ③ 施工体制台帳作成建設工事の通知により「元請負業者名」を記載する。
  - ④ 自社の住所、会社名及び代表者名を記載する。
  - ⑤ 元請負工事名称に『に係る』を付して自社が施工する工事内容（工種・数量）を記載する。
  - ⑥ 下請負契約に係る工事内容に必要な工事工期を記載する。契約日は下請契約締結日を記載する。
  - ⑦ 自社が取得している許可業種のうち⑤の工事に必要な許可業種及び許可番号並びに許可年月日を記載する。また、建設業許可を保有していない場合は、斜線で消すこと。ただし、無許可業者は建設業法第3条ただし書き・政令第1条の2により、500万円未満の工事（建築一式では1,500万円未満）しか施工できない。  
 なお、警備業に関しては、国土交通省発注工事については、一次下請となる警備会社の記載が求められているものもある。その場合は「建設業の許可」を「警備業の許可」、「施工に必要な許可業種」を「施工に必要な認定書」、「許可番号」を「認定書番号」、「許可（変更）年月日」を「有効期間と書き換え、それぞれの項目を記載する。
  - ⑧ 監督員とは、請負契約の的確な履行を担保するため、注文者の代理人として、設計図書に従って工事が施工されているか否かを監督するもので、材料調合、見本検査等にも立ち会うのが例とされる。これは建設工事は、性質上工事完成後に施工上の瑕疵を発見することは困難であり、また仮に瑕疵を発見することができても、それを修復するには相当の費用を要する場合が多く、施工の段階で逐次監督することが合理的であることによる。その権限が現場代理人に委任されている場合は「現場代理人名」を記載する。
  - ⑨ 下請負業者が再下請負業者と締結した再下請負契約書における監督員の権限及び監督員の行為についての再下請負業者が下請負業者に対する意見の申出の方法を記載する。  
 例）一次下請大山建設の監督員（中島）の行為について、二次下請山田工務店の注文者大山建設に対する意見
  - ⑩ 下請負工事を請け負った会社の当該施工部分を担当する現場責任者の氏名を記載する。なお、警備業に関しては、「現場代理人名」を「現場責任者名」と書き換え、その氏名を記載する。
  - ⑪ 下請負業者が直近上位の注文者と締結した下請負契約書における現場代理人の権限及び現場代理人の行為についての注文者が下請負業者に対する意見の申出の方法を記載する。  
 例）一次下請大山建設の代理人（中島）の行為について、直近上位の注文者八重洲建設の請負人大山建設に対する意見
  - ⑫ 主任技術者は建設業法第26条の規定により、分担している施工部分に係る必要な資格を有する技術者名及び資格を記載する。なお、公共性のある重要な工事で元請会社との契約額が2,500万円（建築一式工事の場合は5,000万円）以上の場合は「専任」とし常駐する必要がある。また、警備業に関しては、現場責任者に関する交通誘導警備等級の資格を記載する。
  - ⑬ 労働安全衛生法第16条に定められた、下請会社の安全衛生管理を担当する安全衛生責任者を選任し、その氏名を記載する。当該現場において、元請会社の統括安全責任者との連絡調整等を行う業務を担当する。資格については定めがないが、現場に常時従事する現場代理人・主任技術者又は職長等から選任する必要がある。
  - ⑭ 労働安全衛生法第12条の2に定められた、下請会社の安全衛生管理を担当する安全衛生推進者の氏名を記載する。当該現場に常時雇用する従業員が10人以上49人以下の場合で、かつ当該現場に自らの現場事務所があり、そこで安全衛生管理が一体として行われている場合に有資格者の中から選任する必要がある。該当しない場合は、直近上位の営業所・支店等の安全衛生推進者の氏名を（ ）書きで記載する。
  - ⑮ 建設労働者雇用改善法第5条に定められた、建設労働者を雇用する一次下請会社の雇用管理責任者の氏名を記載する。雇用管理責任者に関する資格については定めがないが、雇用する建設労働者が1名でもいれば選任する必要がある。
  - ⑯ ⑤の工事に付帯する別の専門工事（例 大工工事のみの許可を受けている下請会社が、付帯する足場組立を行う場合）を直接施工する場合に主任技術者の資格要件を満たす者を専門技術者として選任し、その者の氏名を記載する。専門技術者の資格内容は、⑫の資格内容と同じ。
  - ⑰ 専門技術者が担当する工事内容を記載する。⑯の例でいえば、足場組立工事となる。
  - ⑱ 登録基幹技能者の氏名及び種類（例 電気工事）を記載する。
  - ⑲ 健康保険等の加入状況の保険加入の有無欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合は「加入」を、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」を、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。事業所整理記号等の営業所の名称欄には、請負契約に係る営業所の名称を、健康保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては組合名）を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、厚生年金保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、雇用保険欄には、労働保険番号を、継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号をそれぞれ記載する。  
 なお、この様式左側について、直近上位の注文者との請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請負業者との請負契約を行う場合には欄をそれぞれ追加する。

【再下請負関係全建統一様式第1号一甲（右）】

- ① 再下請会社の会社名を記載する。
- ② 再下請会社の会社の代表者名を記載する。
- ③ 再下請会社の会社の住所及び電話番号を記載する。
- ④ 再下請会社と締結した工事名称・工事内容を記載する。
- ⑤ 再下請会社との契約工期を記載する。契約日は、再下請契約締結日を記載する。
- ⑥ 再下請会社が取得している許可業種及び許可番号並びに許可年月日を記載する。許可業種は、保有する業種のうち④の工事に必要となる業種のみ記載する。また、建設業許可を保有していない場合は、斜線で消すこと。ただし、無許可業者は建設業法第3条ただし書き・政令第1条の2により、500万円未満の工事（建築一式では1,500万円未満）しか施工できない。
- ⑦ 再下請会社の当該施工を担当する現場責任者の氏名を記載する。
- ⑧ 現場代理人の権限及び現場代理人の行為についての注文者が請負業者に対する意見の申出の方法を記述している再下請負契約書の内容を転記する。三次下請以降についても同様に直近上位業者との間に交わされた契約書の内容を転記する。  
例）再下請（山田工務店）の現場代理人（間島）の行為について、注文者（大山建設）の請負人（山田工務店）に対する意見
- ⑨ 建設業法第26条の規定により、再下請負会社の当該施工に必要な資格を有する主任技術者の氏名及び資格を記載する。なお、公共性のある重要な工事で【報告下請負業者】との契約額が2,500万円（建築一式工事の場合は5,000万円）を超える場合は「専任」とし常駐する必要がある。
- ⑩ 労働安全衛生法第16条に定められた、再下請会社の安全衛生管理を担当する安全衛生責任者を選任しその氏名を記載する。当該現場において、元請会社の統括安全責任者との連絡調整等を行う業務を担当する。資格については定めがないが、現場に常時従事する現場代理人・主任技術者又は職長等から選任する必要がある。
- ⑪ 労働安全衛生法第12条の2に定められた、再下請会社の安全衛生管理を担当する安全衛生推進者の氏名を記載する。当該現場に常時雇用する従業員が10人以上49人以下の場合で、かつ当該現場に自らの現場事務所があり、そこで安全衛生管理が一体として行われている場合に有資格者の中から選任する必要がある。該当しない場合は、直近上位の営業所・支店等の安全衛生推進者の氏名を（ ）書きで記載する。
- ⑫ 建設労働者雇用改善法第5条に定められた、建設労働者を雇用する再下請会社の雇用管理責任者の氏名を記載する。雇用管理責任者に関する資格については定めがないが、雇用する建設労働者が1名でもいれば選任する必要がある。
- ⑬ ④の工事に付帯する別の専門工事（例 大工工事のみの許可を受けている再下請会社が、付帯する足場組立を行う場合）を直接施工する場合に主任技術者の資格要件を満たす者を専門技術者として選任し、その者の氏名を記載する。
- ⑭ 専門技術者の資格内容は、⑨の資格内容と同じ。
- ⑮ 専門技術者が担当する工事内容を記載する。⑬の例でいえば、足場組立工事となる。
- ⑯ 登録基幹技能者の氏名及び種類（例 電気工事）を記載する。
- ⑰ 健康保険等の加入状況の保険加入の有無欄には、各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合は「加入」を、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」を、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。事業所整理記号等の営業所の名称欄には、請負契約に係る営業所の名称を、健康保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては組合名）を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、厚生年金保険欄には、事業所整理記号及び事業所番号を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、雇用保険欄には、労働保険番号を継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号をそれぞれ記載する。